

(広報資料)

令和4年9月30日
京都市文化市民局
〔市民スポーツ振興室〕
075-222-3135

本市スポーツ施設における利用種目等の拡大について（試行実施）

京都市所管のスポーツ施設について、利用者の利便性向上を図るとともに、収益向上にもつなげていくため、一部の平日の稼働率が低い施設及び施設内の会議室を対象に、利用種目等の拡大を試行的に実施しますので、お知らせします。

令和5年4月からの施設利用料金改定実施に向けて、試行実施中の状況も踏まえつつ、更なる市民サービスの向上に努めてまいります。

記

1 屋外スポーツ施設における利用種目等の拡大について

平日稼働率の低い、次の野球場及び野球場兼運動場において、野球及びソフトボール以外の利用を受け付けます。

(1) 対象施設

- ①東野公園野球場（山科区東野八反畑町）
- ②勸修寺公園野球場兼運動場（山科区勸修寺東金ヶ崎）
- ③小畑川中央公園野球場兼運動場（西京区大枝東新林町2丁目）
- ④三栖公園野球場（伏見区下鳥羽六反長町）

(2) 試行実施期間及び利用可能日

令和4年11月1日（火）利用分から令和5年3月30日（木）利用分までの、平日の月曜日から木曜日。（土日祝日及び金曜日・祝前日は利用できません。）

※各月の予約は、前月13日から受け付けます。

（例）11月分の予約は、令和4年10月13日（木）から受け付け。

(3) 想定利用種目等

サッカー、ラグビー、アメリカンフットボールの練習（ゴール等はありません）、グラウンド・ゴルフ、運動会、イベント（地域のお祭り、学校行事など）等

(4) 利用料金（いずれも平日1面1時間）（単位：円）

施設名	スポーツ利用	スポーツ以外の利用
東野公園野球場	1,670	3,340
勸修寺公園野球場兼運動場	1,670	3,340

小畑川中央公園野球場兼運動場	1,670	3,340
三栖公園野球場	1,670	3,340

※令和5年度以降は、利用料金上限額等を改定します。

(5) その他

利用可能エリアや利用条件、利用方法等の詳細については、別紙を御参照ください。

2 施設内会議室のスポーツ以外の目的での利用について

次の施設内会議室において、スポーツ以外の目的での利用を受け付けます。

(1) 対象施設

- ①宝が池公園運動施設体育館会議室（左京区松ヶ崎東池ノ内町）
- ②宝が池公園運動施設クラブハウス会議室（左京区松ヶ崎東池ノ内町）
- ③東山地域体育館会議室（東山区清水5丁目130-6 東山区総合庁舎3階）
- ④山科地域体育館会議室（山科区柳辻西浦町1-12）
- ⑤右京地域体育館会議室（右京区太秦下刑部町12 サンサ右京4階）
- ⑥桂川地域体育館会議室（西京区上桂今井町131）
- ⑦醍醐地域体育館会議室（伏見区醍醐高畑町30-1 パセオダイゴロー西館3階）
- ⑧下京地域体育館会議室（下京区川端町13）
- ⑨市民スポーツ会館会議室（右京区西京極新明町32）
- ⑩武道センター本館会議室（左京区聖護院円頓美町46-2）
- ⑪横大路運動公園体育館会議室（伏見区横大路下ノ坪1）
- ⑫京都アクアリーナ会議室（右京区西京極徳大寺団子田町64）

(2) 試行実施期間及び利用可能日

令和4年11月1日（火）利用分から令和5年3月31日（金）利用分までの、施設の休館日を除く全日。

※各月の予約は、前月13日から受け付けます。

（例）11月分の予約は、令和4年10月13日（木）から受け付け。

(3) 想定利用目的等

スポーツ以外の目的での会議、研修、サークル活動、地域の集会等

(4) 利用料金

ア 対象施設：①～⑧（1時間）（単位：円）

施設名	料金
宝が池公園運動施設体育館会議室	520
宝が池公園運動施設クラブハウス会議室	520

東山地域体育館会議室	520
山科地域体育館会議室	520
右京地域体育館会議室	520
桂川地域体育館会議室	520
醍醐地域体育館会議室	520
下京地域体育館会議室	520

イ 対象施設：⑨～⑫

(単位：円)

施設名		午前	午後	夜間	全日
市民スポーツ会館会議室	第1	4,920	5,970	8,170	19,060
	第2/3/4	3,140	3,980	5,230	12,350
武道センター本館会議室	第1	3,350	4,710	5,440	13,500
	第2	1,360	2,090	2,610	6,060
横大路運動公園体育館 会議室	第1/2	2,610	3,980	5,440	12,030
	第3/4	1,360	2,090	2,610	6,060
京都アクアリーナ会議室	第1/2/3	2,300	3,240	3,660	9,210

※利用時間（区分）等の詳細は、各施設にお問い合わせください。

※対象施設のうち、地域体育館会議室（③～⑧）については、令和5年度以降、利用料金上限額等を改定します。

(5) その他

利用方法や禁止事項等の詳細については、別紙を御参照ください。